

田原本町企業誘致優遇制度一覧表

奨励措置の種類	要件	交付額、交付基準	交付時期
ア 企業立地新設等奨励金	<p>対象となる事業者：製造業、道路貨物運送業、倉庫業を行う者。 のいずれかの条件を満たし、かつ～の全ての号を満たすこと。 新設等する事業所の面積が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める規模であること。 ア 新設の場合 事業所の敷地面積が900平方メートル以上であり、かつ延床面積が400平方メートル以上であること。 イ 増設の場合 (ア) 事業所を拡充する場合は、増築後の延床面積が増築前の延床面積に比べ10パーセント以上増加すること。 (イ) 事業所の全部を建て替える場合は、建て替え後の延床面積が建て替え前の延床面積に比べ増加すること。 (ウ) 指定地域内の他の場所に事業所を建築する場合 a 既存の事業所を廃止し、新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所の延床面積が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること。 b 既存の事業所を廃止しないで、新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所の延床面積と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること。 投下固定資産の総額が1億円以上であること。ただし、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令第1条第6号に規定する農林漁業関連業種にあっては、5千万円以上とする。 常時勤務の従業員を3人以上雇用していること。 新設等をする事業所の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること。</p>	<p>左記に規定する対象事業所の投下固定資産に対して賦課された固定資産税額の1/2に相当する額とし、事業開始日以後、家屋又は償却資産に係る固定資産税を町が初めて課することとなった年度(課税免除に関する条例に基づく課税免除を受ける場合には、当該課税免除が開始される年度)から5年度分とする。</p>	<p>交付基準に規定する町が初めて固定資産税を賦課することとなった年度の翌年度とする。</p>
イ 雇用促進奨励金	<p>事業所の事業を開始した日の前6月から事業開始の日後6月までに雇用された者で、雇用開始の日から1年を経過した日まで引き続き町内に住所を有し、継続して雇用されている常時勤務の従業員を雇用しているもの。</p>	<p>左記に規定する従業員1人につき20万円とし、500万円を限度とする。</p>	<p>企業立地新設等奨励金が交付決定される最初の年度とする。ただし、企業立地新設等奨励金の交付が決定される最初の年度が雇用開始日から起算して1年以内の場合は、当該雇用から1年を経過した日の属する年度の翌年度とする。</p>
ウ 治水対策促進奨励金	<p>対象事業者が事業開始日の前日までに、大和川流域調整池技術基準(案)、大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策設計指針(案)又は田原本IC周辺地区計画の土地の利用に関する事項に定める施設で、規定を超える貯留量を設置しているもの。又は適用外の土地に設置しているもの。</p>	<p>左記に規定する貯留量を超えたとき、超えた貯留量1㎡当たり5万円を乗じて得た額とし、300万円を限度とする。 届出毎に1回限り</p>	<p>企業立地新設等奨励金が交付決定される最初の年度とする。</p>
エ 埋蔵文化財発掘奨励金	<p>事業所の新設等をする場合において、埋蔵文化財の発掘調査を要するもの。</p>	<p>発掘調査に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とし、500万円を限度とする。 届出毎に1回限り</p>	<p>企業立地新設等奨励金が交付決定される最初の年度とする。</p>
オ 給水装置設置促進奨励金	<p>事業所の新設等をする場合において、田原本町水道事業給水条例第6条の規定による給水装置の新設(口径の変更を含む。)の承認及び同条例第16条の規定による給水契約の承認を受け、現に水道を使用しているもの。ただし、水道と井戸(地下水を採取するための施設)を併用するものは除く。</p>	<p>左記に規定する給水申込金の納付した額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の1/2とする。 届出毎に1回限り</p>	<p>企業立地新設等奨励金が交付される最初の年度とする。</p>
カ 環境施設促進奨励金	<p>事業所開始日の前日までに、太陽光発電施設又は雨水活用施設を設置しているもの。</p>	<p>左記に規定する施設の設置に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の1/2とし、300万円を限度とする。 届出毎に1回限り</p>	<p>企業立地新設等奨励金が交付される最初の年度とする。</p>

受けようとする奨励措置の要件をすべて満たしていることが必要です。
 アの奨励措置を受ける対象事業者は、イからカの奨励措置を受けることができます。
 各奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

用語の意味

(1) 指定地域 本町に属する区域のうち、次に掲げる地域をいいます。

- ア 都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域
- イ 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域。ただし、法令等により事業所の設置が認められる場合に限りです。
- ウ その他町長が必要と認める地域

(2) 対象事業者 次に掲げる事業のいずれかを行う者をいいます。

- ア 製造業 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの製造業
- イ 道路貨物運送業 日本標準産業分類に掲げる大分類Hの運輸業、郵便業のうち、中分類番号44の道路貨物運送業
- ウ 倉庫業 日本標準産業分類に掲げる大分類Hの運輸業、郵便業のうち、中分類番号47の倉庫業

(3) 事業所 対象事業者が前号の事業の用に供する施設及びこれに附帯する施設をいいます。

(4) 新設 指定地域内に事業所を有しない対象事業者が、指定地域内に新たに事業所を建築することをいいます。

(5) 増設 指定地域内に事業所を有する対象事業者が、当該指定地域内に有する事業所を拡充し、若しくは事業所の全部を建て替え、又は当該指定地域内の他の場所に事業所を建築することをいいます。

(6) 投下固定資産 事業所の新設又は増設に要するために取得した土地、家屋及び償却資産(地方税法第341条第4号に規定する償却資産をいいます。)ただし、土地については、事業所の新設等に係る工事に着手する日前3年以内に取得したものに限りです。

(7) 常時勤務の従業員 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員をいいます。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除きます。

上記制度についての田原本町企業立地促進条例は、平成33年4月30日限り、その効力を失う。